

令和 6 年度 飯山市の人事行政運営状況

※特に注釈のない限り、「職員」とは常勤の一般職員を指します。

■職員の任免および職員数に関する状況

【職員の採用・退職状況】

採用者数 R6. 4. 1

職 種	上級職	中級職	初級職	合 計
人 数	8	6	0	1 4

退職者数 R5. 4. 1～R6. 3. 31

退職事由	定年	定年以外の退職	合 計
人 数	0	8	8

【部門別職員数の状況と主な増減理由】 R6. 4. 1 現在

部 門		職 員 数 (人)			フルタイム会計年度 任用職員数 (人)
		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減	
一般行政	議会	3	3		-
	総務企画	4 9	5 1	△ 2	1 5
	税務	1 2	1 1	1	-
	民生	5 1	4 7	4	3 6
	衛生	1 3	1 3		3
	農林	1 3	1 3		1
	商工	9	1 1	△ 2	-
	土木	2 4	2 1	3	7
特別行政	教育	3 3	3 2	1	2 7
公営 企業等	水道	7	7		2
	下水道	6	4	2	1
	その他	1 3	1 4	△ 1	5
合 計		2 3 3	2 2 7	6	9 7

※職員数は、北信広域連合・国土交通省への派遣職員 3 名を除いています。

増減理由は、組織機構および人員配置の見直しに伴う部門調整などによるものです。

■職員の服務の状況

令和 5 年度中の本市における営利企業等への従事許可の状況（地方公務員法第 38 条第 1 項による任命権者の許可を受けたもの）は次のとおりです。

申請件数	承認件数	承認した主な従事事項
3 0	3 0	各種統計調査員等

■職員の退職管理の状況

平成 28 年 4 月 1 日に地方公務員法が改正され、再就職した元職員による本市への働きかけの禁止などの規制が導入されました。これに伴い、飯山市職員の退職管理に関する条例を制定し、職員の適正な退職管理に取り組んでいます。

■職員の分限および懲戒処分状況

処分件数 R5. 4. 1～R6. 3. 31

分限処分の件数（延べ人数）					主な理由
免職	休職	降任	降格	計	病気によるもの
-	11	-	-	11	
懲戒処分の件数					主な理由
免職	停職	減給	戒告	計	交通事故
-	-	-	2	2	

【分限処分】

一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

【懲戒処分】

職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分、規律の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。

■職員の研修と人事評価の状況

【研修の実施状況】 R5. 4. 1～R6. 3. 31

区分	内 容
飯山市独自研修	接遇研修、人事評価研修、交通安全講習、DX 推進研修
飯山市以外が主催する研修	一般職員研修、部課長研修、係長研修、新規採用職員研修、法務執行研修、税務研修など

【人事評価の状況（令和 5 年度）】

人事評価は、「人材育成の促進」および「公務能率改善による市民サービスの向上」を図ることを目的に、平成 28 年度から正規職員全員を対象に実施しています。評価結果については、職員の給与や昇給昇格などの処遇に反映しています。

評価方法・回数	評価期間	評価対象者
業績評価 (年 2 回)	前期：令和 5 年 4 月～9 月 後期：10 月～令和 6 年 3 月	前期業績・能力評価：215 人 後期業績：218 人 ※正規職員のうち、育児休業等により評価期間に勤務しなかった職員を除く
能力評価 (年 1 回)	令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月	

■職員の給与の状況

【人件費と職員給与費の状況】

①人件費の状況（令和５年度普通会計決算）

歳出額（Ａ）	人件費（Ｂ）	人件費率（Ｂ／Ａ）
161 億 8,790 万円	22 億 9,898 万円	14.2%

※人件費には、職員のほか特別職および会計年度任用職員に支給される給与等を含みます。

②職員給与費の状況（令和６年度一般会計当初予算）

職員数(A)		給 与 額 (千円)				1人あたり 給与費 (B/A)	共済費
		給 料	職 員 手 当		合 計		
			うち期末・勤勉手当				
正規職員	208人	776,568	442,822	308,906	1,219,390	5,860	255,268
フルタイム 会計年度	112人	239,373	64,700	46,626	304,073	2,710	61,498

※職員手当には、退職手当及び選挙手当を含みません。

【特別職報酬などの状況】 R6. 4. 1 現在

区 分	給料月額	期末手当支給割合
市 長	783,000 円	6 月期、12 月期それぞれ 給料月額×1.4（役職加算）×1.65 月 年間合計 3.30 月
副市長	634,000 円	
教育長	556,000 円	
議 長	342,000 円	
副議長	287,000 円	
議 員	264,000 円	

【職員手当の状況】 R6. 4. 1 現在

区分		飯山市		国
		期末	勤勉	
期末手当 勤勉手当	一般職員 （年間合計）	1.225 月 （2.450 月）	1.025 月 （2.050 月）	同左
	特定管理職員 （年間合計）	1.025 月 （2.050 月）	1.225 月 （2.450 月）	
区分		自己都合	定年・勸奨	
退職手当	勤 続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	同左
	勤 続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤 続 35 年	39.7575 月分	47.7090 月分	
	最 高 限 度	47.7090 月分	47.7090 月分	

※他に扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当等があります。

【一般行政職の初任給と経験年数別学歴別平均給料月額状況】 R6. 4. 1 現在

区 分		大学卒	高校卒
初任給		196,200 円	166,600 円
経 験 年 数	10 年以上 15 年未満	277,700 円	241,200 円
	15 年以上 20 年未満	314,700 円	263,500 円
	20 年以上 25 年未満	355,400 円	316,000 円
	25 年以上 30 年未満	378,900 円	344,300 円
	30 年以上 35 年未満	403,400 円	371,600 円
35 年以上		416,800 円	403,700 円

【一般行政職の平均給料月額と平均年齢状況】 R6. 4. 1 現在

平均給料月額	平均年齢
317,200 円	42.9 歳

■職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

【職員の勤務時間】

1 日の勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

(途中 1 時間の休憩時間を設け、1 日 7 時間 45 分)

勤務の割振り：月曜日から金曜日（1 週間 38 時間 45 分）

【休暇等の種類】

年次休暇、療養休暇、特別休暇(夏季、結婚、産前産後、子の看護、忌引、ボランティア活動等)、育児休業、介護休暇など

【年次休暇】

年間 20 日付与、取得しなかった年次休暇は 20 日を限度に翌年度に繰り越して取得可能。

令和 5 年中の職員の平均取得日数は 9.8 日

【育児休業、介護休暇の取得状況】

令和 5 年度中に新たに育児休業を取得した職員の人数

	取得者数					
育児休業の 取得期間	3 ヶ月以下	3 ヶ月超え 6 ヶ月以下	6 ヶ月超え 9 ヶ月以下	9 ヶ月超え 1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下
男性職員	-	-	-	-	-	-
女性職員	-	-	-	-	1	-

令和 5 年度中に新たに介護休暇を取得した職員の人数

	取得者数					
介護休暇の 取得期間	1 ヶ月以下	1 ヶ月超え 2 ヶ月以下	2 ヶ月超え 3 ヶ月以下	3 ヶ月超え 4 ヶ月以下	4 ヶ月超え 5 ヶ月以下	5 ヶ月超え 6 ヶ月以下
男性職員	-	-	-	-	-	-
女性職員	-	-	-	-	-	-

■級および職制上の段階ごとの職員数 R6.4.1 現在

級	級別基準職務表 に規定する基準 となる職務	合 計		内 訳		職制上 の段階
		(人)	(%)	補職名	(人)	
1 級	定型的な業務を 行う職務	40	16.9	主事 技師 保育士 主事補 技師補 副保育士	13 6 9 5 2 5	主事級
2 級	主任の職務	40	16.9	主任	40	主任級
3 級	主査の職務 副主幹の職務	63	26.7	主査 副主幹	37 26	主査級
4 級	係長の職務 主幹の職務	46	19.5	係長 主幹 企画員 出張所長 園長 給食センター所長	32 1 4 1 7 1	係長級
5 級	課長補佐の職務 困難な業務を行 う主幹の職務	20	8.5	課長補佐 主幹	16 4	課長補佐 級
6 級	課長の職務 副参事の職務	18	7.6	課長 議会事務局次長 副参事	15 1 2	課長級
7 級	部長の職務 参事の職務	9	3.8	部長 議会事務局長 参事	6 1 2	部長級
合 計		230	100			

※職員数は、北信広域連合・国土交通省への派遣職員3名を含んでいます。

■職員の福祉と利益の保護の状況

【産業医および衛生委員会の設置】

職員の衛生および健康の管理を行うため産業医を置くとともに、職員の危険および健康障害を防止するための基本となるべき対策、公務災害の原因の調査および再発防止対策その他職員の安全および衛生に関することについて調査審議するため衛生委員会を設置しています。

【公務災害の発生および認定状況】 R5. 4. 1～R6. 3. 31

区 分	発生数	認定数
公務災害	1	1
通勤災害	-	-

【健康診断等の実施内容】

レントゲン間接撮影、胃集団検診、大腸がん検診、婦人がん検診、人間ドック、総合健康診断、ストレスチェック

【福利厚生】

- ① 福利厚生制度として、地方公務員法第 42 条の規定に基づき飯山市職員互助会を設置し、会員(職員)からの会費(給料月額 1,000 分の 4.5 に相当する額。令和 5 年度 約 3,861 千円)で運営されています。
互助会が実施する給付金(祝金、慶弔金、人間ドック助成金等)、資金の貸付、厚生活動支援、物資あっせんなどの事業の費用は、会費により賄われています。
- ② 職員の共済制度は、他の健康保険や厚生年金の制度と同様に地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担・拠出する財源により短期給付事業、長期給付事業、福祉事業等を行っています。

【北信広域連合公平委員会への措置要求、不服申し立ての状況】

地方公務員は労働基準権が制限されているため、その代償的措置として、公平委員会に対して勤務条件に対する措置要求や不利益処分に対する不服申し立てができる制度が用意されています。

区分	令和 5 年度中の件数
措置要求	-
不服申し立て	-